

香川県教育委員会 3 月定例会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 2 7 日 (木)
 開 会 午前 9 時 0 0 分
 閉 会 午前 1 0 時 3 0 分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長	海 津 洋
教育次長(兼)政策調整監	塩 田 広 宣
教育次長	吉 田 智
総務課長	近 藤 高 弘
義務教育課長	荻 原 絢 嗣
高校教育課長	長 林 真 司
特別支援教育課長	笠 井 幸 博
保健体育課長	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長	佐々木 隆 司
新県立体育館整備推進課長	景 政 孝 輔
政策主幹(兼)総務課副課長	宮 西 正 博
総務課長補佐	三 好 智 久
義務教育課長補佐	松 原 洋 子
義務教育課長補佐(兼)主任指導主事	久 利 知 光
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	三 笠 善 宣
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	佐 伯 卓 哉
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	荒 井 憲 司
義務教育課主任指導主事	吉 村 龍
高校教育課主任指導主事	水 野 伸 吾
特別支援教育課主任指導主事	岡 孝 弘
保健体育課主任指導主事	安岡 あ ゆ み
保健体育課指導主事	山 田 那 央 子

総務課副主幹
総務課主任
義務教育課主任
高校教育課主任
高校教育課主任
生涯学習・文化財課文化財専門員
総務課主任主事
義務教育課主事
生涯学習・文化財課技師

猪 池 美 智 子
白 井 隆 司
宮 本 将 弘
西 野 慎 吾
谷 本 由 法
竹 内 裕 貴
上 枝 和 幹
廣 瀬 遥 貴
佐 々 木 涼 成

傍聴人 なし

5. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を、議案第9号は、同条第3号の『県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報』であって『公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ』があると判断されるため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

6. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和7年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）について

総務課長から、令和7年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分：補正予算議案、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例議案）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 給与制度のアップデートに係る規則の一部改正等について

総務課長から、令和6年11月県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第38号）」が施行されること等に伴い、関係規則の制定及び改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜蓮井委員＞（8）期末手当等の一部改正について、基準の標記の仕方が以上、以下、超、未満というように、ばらつきがあるように見えるが、これは意識的に使い分けているのか。

＜上枝主任主事＞意識的にこの標記にしている。

＜教育長＞これは機械的にそうしているものか。

＜上枝主任主事＞そのとおりである。

＜教育長＞在宅勤務等手当はいくらもらえるのか。

＜上枝主任主事＞月額3000円である。

＜教育長＞通勤手当との調整はどうなるのか。

＜白井主任＞月額3000円は支給されるが、それに伴い、通勤しないので、通勤手当分は減額になる。通勤手当は50%になる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県教育職員免許状再授与審査会規則の制定等について

義務教育課長から、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者）に対し再び免許状を授与するに当たっては、都道府県教育委員会が設置する再授与審査会の意見を聴かなければならないことが規定され、「児童生徒性暴力等の防止に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」において、再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるとされているため、香川県教育職員再授与審査会規則を制定することについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞今までは、失効となった人は、その場でアウトとなり、いわゆる敗者復活はなかったのか。

＜義務教育課長＞3年間は申請ができないという規定があったが、3年経てば申請ができる規定になっている。免許状の授与は形式的な審査になっており、その後、各都道府県が採用行為を行う際に、当該免許状が失効した理由等を踏まえて、

採用していた状況である。児童生徒性暴力を理由に免許を失効した場合は、免許状を授与する段階から厳しく審査をするというのが今回の法律の趣旨で、そのための審査会を設けるというものである。

＜木下委員＞敗者復活のチャンスを与えないといけないということか。

＜義務教育課長＞そのとおりである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、看護休暇について、取得事由を拡大し、子の行事(入園・卒園式、入学式等)への参加や感染症に伴う学級閉鎖になった子の世話などの場合も取得することができるようにするとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部が改正され、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度が強化等されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜蓮井委員＞育児休業、介護休業の法律に基づく改正とあるが、これは全国一律、知事部局とも同様のものか。看護休業については、知事部局と香川県独自の制度か、それとも全国的な流れか。

＜西野主任＞国家公務員の制度に合わせている。

＜蓮井委員＞同じような趣旨ということか。

＜西野主任＞そのような方向性である。

＜藤澤委員＞看護休暇の期間についてその都度必要と認める日とあるが、限度は特になく、申請した日数だけ休めるのか。休む日に当たっては、限度は決まっているのか、申し出た分だけ休めるのかというところが気になるところである。

＜高校教育課長＞限度はあり、それを越えない範囲で申請、となっている。

＜教育長＞限度は何日か。

＜高校教育課長＞1年間でトータル5日である。

＜副教育長＞資料4ページの第13条の但し書きのところにある。

＜藤澤委員＞個人的な感想であるが、取りやすくなるよう、もう少し融通が利けば良いなと思う。

＜教育長＞特別休暇のため、難しいところがある。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 5 号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 6 号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 7 号 香川県立図書館協議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 8 号 香川県文化財保護審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 9 号 香川県指定文化財の指定について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 10 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第 11 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

7. その他事項

○その他事項 1 令和 8 年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和 8 年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】 無し

○その他事項 2 令和 6 年度児童生徒の食生活等実態調査について

保健体育課長から、令和 6 年度児童生徒の食生活等実態調査結果について説明。

【質疑・意見交換】

＜教育長＞ 5 年前と同じ傾向か。

＜保健体育課長＞ 野菜の量が少ないというのは前回と同じである。

＜教育長＞ 優位性の関係については、特に今回特徴的なものはなく、前回と概ね同じか。

＜安岡主任指導主事＞ 共食と不定愁訴との関連性を調べたが、だいたい同じような傾向がある。今回に限って特徴的というほどではない。

＜保健体育課長＞ 前は紙で調査したが、今回は電子システムで行った。

＜木下委員＞ 「郷土料理」とあるが、ばらずしもそうか。

＜安岡主任指導主事＞ 香川県産農畜水産物応援ポータルサイトには、郷土料理ということでいくつか掲載されているが、その中でも取り上げられており、郷土料理と認識している。

○その他事項 3 令和 6 年度学校保健統計調査結果の概要について

保健体育課長から、令和 6 年度学校保健統計調査結果について説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞ 2 ページの香川県の児童の身長について、ずっと低い傾向は続いているのか。続いているなら、理由はあるのか。

＜保健体育課長＞ これまで香川県は身長が低いというのは言われているところである。

＜木下委員＞ 11 ページの表 7 だが、出来れば、小数点の位置を合わせていただいた方が見やすいと思う。

＜山田指導主事＞ 身長に関して、学校保健統計調査を見ると、昭和 30 年ごろからの傾向として、全国よりは香川県が低い状況がずっと続いている。

＜教育長＞ 総じていうと、身長が低く、肥満傾向児の出現率が高いという、そのような理解でいいのか。体重は全国を下回っているようだが。

＜山田指導主事＞ 今年度に関しては、コロナ禍を経て少し改善傾向にあるかと思う。抽出調査なので選ばれた学校によって差があるのも関係してくると思う。

＜教育長＞ 今までと認識は変えなくていいということか、承知した。また、これは抽出調査だが、悉皆の調査は県独自でやっているのか。

＜山田指導主事＞ 視力と肥満と痩身のみが全数調査となっている。身長等ここに出ているものについては、文科省の統計の方で表している。

肥満と視力と痩身は香川県全域の幼稚園の年長から高校 3 年生までを対象とし、全数調査を行っている。

＜教育長＞ その統計を取る意味は何か。

＜山田指導主事＞ 抽出では全体の傾向が見えないという課題があり、全数調査も

ずっと続いているもので、年代による傾向が見えるのではないかと思います。

＜教育長＞栄養バランスを中心に、給食指導も含めて、多様な健康指導をするのがいいということか、了解した。

＜蓮井委員＞香川県の特徴である発育状態を見るためには、現在定点観測されているところ、理想を言えば、先ほどの「その他事項２」の食生活の調査と、これら学校保健統計調査を両方踏まえたクロス分析ができると良いと思った。もし実務上、簡単にできるのであれば、なぜ香川県がこんなにも肥満傾向で、しかも身長は低くて、そういう人たちの食生活はどうなのかということが分かるかもしれない。

＜鳥取委員＞１２ページの全国比較の中で、歯垢と歯肉の状態が全国との差がかなりあるので、口の中に食べ物が入っている状態が多いのかなと思う。蓮井委員のお話にあった、食生活、例えば間食が多いとかの問題や、肥満の傾向と関係しているように思われる。食生活を通して、就寝時間の遅さ、ゲーム依存や間食など、個別の生徒の状況を各学校で把握できるとよいのだが。

＜山田指導主事＞歯垢が蓄積すると歯肉の状態が悪くなるというのは、結果としても出ていると思われる。学校歯科医師会会長より、思春期特有として歯肉の状態が一時期悪くなるということがあるという話は聞いており、引き続き歯科教育に関するものは学校の方でしっかり続けていただくということを、こちらからもしっかり啓発していきたいと考えている。

○その他事項４ 第７９回国民スポーツ大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、第７９回国民スポーツ大会冬季大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】 無し